

令和8年8月20日

市民のみなさんへ

庄原市総領支所

行政文書の発行について

令和8年8月20日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
しょうばら脱炭素地域推進ニュース		市民部 環境政策課
令和8年熊本地震災害義援金についてのお願い		健康福祉部 社会福祉課
庄原市老連 広報 第51号		健康福祉部 高齢者福祉課
生活習慣病健康診査のご案内(秋の集団健診)	表面①	健康福祉部 保健医療課
ショッピングセンターがん検診	裏面①	
令和8年度こころの健康講座	表面②	
こころの健康に関する出前トークをご利用ください	裏面②	
なみか・ほろかポイント還元事業		産業振興部 商工振興課
国営備北丘陵公園イベントのご案内		産業振興部 観光振興課
総合体育館だより		教育部 生涯学習課
庄原さくらスポーツクラブだより		
ふろむ ざ すいむ		教育部 西城教育室
庄原市西城温水プール「水夢」子供体操教室開催	表面③	
就農体験会の開催	裏面③	産業振興部 農業振興課

※裏面に続きます

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
庄原市上野総合公園だより		上野総合公園
西城市民病院だより「すずらん」第61号		西城市民病院
令和8年度 時悠館ロビー展 ひろしまのもみじ ―伊藤之敏カエデ 細密画展―		時悠館
こっこだより		総領支所地域振興室 市民生活係
えんだより		総領保育所
広報総領		庄原警察署 総領駐在所

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
しょうばら市議会だより第88号		議会事務局
さとやま通信		庄原市総領自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせ

〒729-3703 庄原市総領町下領家280番地1 庄原市総領支所 地域振興室総務係

電話番号 (0824)88-2111 FAX (0824)88-2978

電子メールアドレス soumu-sou@city.shobara.lg.jp

広報

総領

発行
庄原警察署
72-0110
総領駐在所
木元 雅治

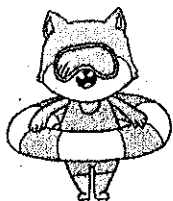
夏期における水難・山岳遭難の防止 ～海、川、山を安全に楽しむために～

水難防止

- 子供だけで遊ばない(保護者の同伴、監視の徹底)
- ライフジャケットの着装(水難事故防止グッズの活用)

山岳遭難の防止

- 登山計画(登山届)の提出、経験者の同行や危険時の判断
- 装備や食料の確実な準備、機器やアプリの活用(ヤママップ等)



～ 駐在所員の独り言 ～

7月から急に気温が上がり、8月も暑い日が続きますが、皆様体調はいかがでしょう。

気温が高いと、車も調子を崩すことがあり、特に、
エアコン使用によるバッテリーあがり
冷却水不足によるオーバーヒート
タイヤのパンク

に気をつけなければなりません。

夏休み、そしてお盆休みと外出する機会が増えるこの季節、自分の体と車の調子の両方に気を遣い、交通事故防止に努めましょう。

庄原警察署管内の事件・事故発生状況

区分			6月末現在	前年同月比
事件	刑法犯	窃盗犯	20件	-1件
		その他	22件	+3件
		合計	42件	+2件
	特殊詐欺		4件 1478万円	+3件 +1378万円
事故	人身事故	件数	5件	-7件
		死者	0人	0人
		負傷者	6人	-9人
	物損事故		369件	-8件

※数値は令和8年6月末時点の暫定値

生活道路における法定速度の引き下げについて

- 9月1日から、生活道路における自動車と歩行者や自転車との交通事故防止を目的として、自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。
- 今回法定速度が引き下げられる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことです。

詳しくは裏面を確認してください！！

生活道路における自動車の法定速度を引き下げます!!

令和3年9月1日

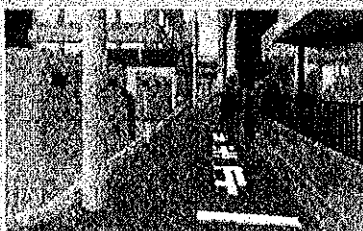
平成31年10月1日

60 km/h
30 km/h

警察庁・都道府県警察

生活道路とは?

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的低い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守るとは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するように心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう!

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/tasaw/traffic/seikatsudouro/seikatsudouro.html>



nationwide 都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

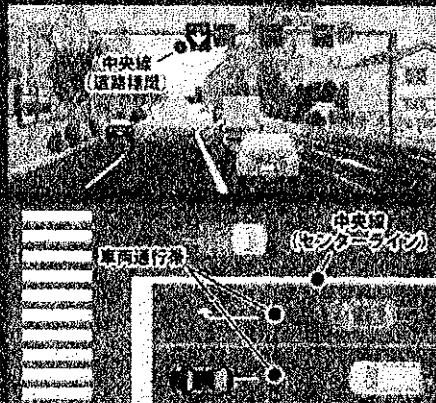
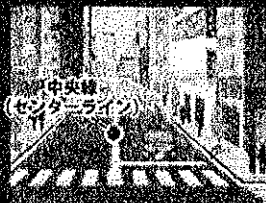
<https://www.epa.go.jp/link/prefectural.html>



▽以下の道路における自動車の法定速度は▽ 引き続き60km/hです

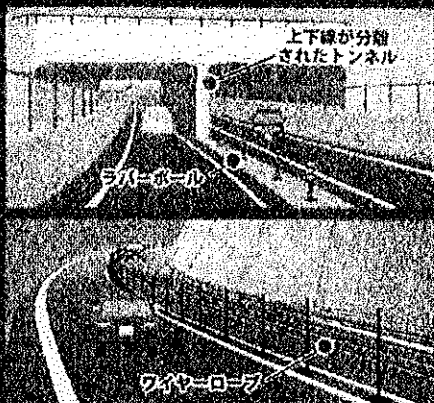
①

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



②

道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



③

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの(例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します)

④

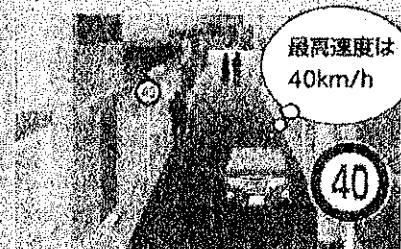
自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

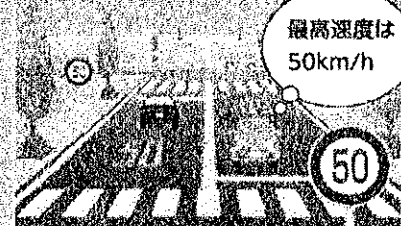
道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線のない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



最高速度は40km/h

▲中央線がない道路で40km/hの速度指定があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



最高速度は50km/h

▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。